

公共施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル仕様書

1 事業名

公共施設への太陽光発電設備等導入事業

2 事業目的

本市では、令和2年12月、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティおおがき」を宣言し、その実現に向けて取り組んでいる。

本事業は、大垣市市有施設へ太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーを最大限地産地消することで、平常時の二酸化炭素の排出を抑制し、停電等の非常時のエネルギー確保を目的とする。

3 事業概要

本事業の概要は以下のとおりとする。

(1) 事業内容

- ① 事業者は、本市が示す候補施設一覧（別紙1）に対して以下の調査・検討を行うこと。
 - 1) 「構造調査」
 - 2) 「設備容量検討」
 - 3) 「現地調査」
- ② 事業者は①を行った結果、設備の設置が可能な施設について、提案内容をもとに設備を導入すること。
- ③ 設備設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復すること。
- ④ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行うこと。
- ⑤ 事業者は、当該設備で発電した電力を当該施設に供給すること。
- ⑥ 事業者は、設備に異常若しくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行うこと。
- ⑦ 事業者は、当該施設の運転期間内における二酸化炭素排出量削減効果の検証を行い、検証内容を記載した報告書（任意様式）を毎年市へ報告すること。
- ⑧ 事業者は、原則として事業期間終了後は設備を使用可能な状態にし、市へ無償譲渡すること。その時点においてメーカー保証が残っている場合は、その保証も含め無償譲渡とすること。
- ⑨ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等は市と協議の上決定する。
- ⑩ 国の補助事業を活用する場合は、事業者負担にて申請等業務を行うこと。

(2) 事業期間等

- ① 運転開始日は市と協議の上決定する。
- ② 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。ただし、国補助の活用した事業については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とすること。

(3) 契約単価

- ① 市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。
- ② 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- ③ 契約単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとする。
- ④ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- ⑤ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- ⑥ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、補助金等を活用する場合には、補助金相当額を控除すること。
- ⑦ 契約単価は、原則、契約期間中一定額とし、積算根拠と共に示すこと。
- ⑧ 本事業においては、各施設に提案限度額を設定する。

4 事業実施について

(1) 基本的条件

- ① 事業者が施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請するものとし、契約締結後に必要な書類を市へ提出することとする。
なお、使用料は、大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収規則第3条第1号の規定に基づき全額免除とする。
- ② 事業者は、施設を本事業以外の用途に使用してはならない。
- ③ 事業者に提供する面積は、設備の水平投影面積とする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。
- ④ 事業実施にあたり予測される「予想されるリスクと責任分担」については、「別紙2」のとおりとする。また、これに定めのないものについては協議により決定する。
- ⑤ 設備を設置した施設について、市が別途、改修工事を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う事業者の費用負担が発生した場合、各施設において1回は事業者の負担にてこれに応じること。2回目以降の改修に伴う設備の移設等に係る費用については市が負うものとする。
- ⑥ 改修工事により設備の運転停止期間が3週間以上となった場合は、停止期間に応じて契約期間を1月単位で延長する。また、停止期間が累計3年以上となる場合は、

それ以降に発生することが想定される売電収入の補償について協議する。

- ⑦ 陸屋根への発電設備設置時には、雨漏りリスクを最小限とするため、架台固定のためのアンカーを直接屋根スラブへ打ち込まない施工により設置すること。また、防水施工方法が分かる書面を作成し、建物の防水機能に影響が無いよう施工すること。
- ⑧ 事業実施中に、施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。

(2) 事前調査・検討

事業者は、本事業実施にあたって、「構造調査」「設備容量検討」「現地調査」を行い、必要に応じて「各種関係手続」を行った上で、結果をまとめて市に提出すること。

① 構造調査

- 1) 調査対象は候補施設一覧（別紙1）のとおりとする。
- 2) 設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、別途市から提示する施設の情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告すること。
- 3) 候補施設において、太陽光発電設備が設置可能な場所は、屋上または屋根、その他最適な箇所とする。また、蓄電池設備が設置可能な場所は、施設の管理運営に支障のない箇所とし、特に「大垣市洪水ハザードマップ」の「計画規模（L1）」に示す浸水区域については上層階への設置を心がけること。
- 4) 台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

② 設備容量検討

- 1) 太陽光発電設備の設置容量は、「③現地調査」結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とすること。
- 2) 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、単独または蓄電池を併用することで発電した電力を最大限自家消費できるように努めること。
- 3) 蓄電池の容量は、対象施設ごとに適切な容量とすること。また、候補施設のうち、地域防災拠点・避難所等である施設は、必要に応じて蓄電池を導入し、非常時にも特定負荷に電力を供給できる設備を構築すること。
- 4) 非常時に使用可能な設備容量については、事業者からの提案とし、市と協議の上決定すること。

③ 現地調査

- 1) 「① 構造調査」の結果、構造上設置可能な施設について、太陽光発電設備等の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者立会いによる設備設置場所の確認及び聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施す

ること。

④ 各種関係手続

- 1) 事業者は、構造調査、設備容量検討、現地調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出すること。
- 2) 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出すること。
- 3) 事業者が行う構造調査の結果、設備の設置が可能と判断した施設のみ、行政財産使用許可を申請すること。
- 4) 各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法等の各種法令に適合するよう十分留意すること。

(3) 工事の実施

① 工事の仕様（基本的条件）

- 1) 工事にあたっては、原則、公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事業が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

- 2) 太陽光発電設備等に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- 3) 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、事業者は、確認結果を市に報告すること。
- 4) 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針（最新版）」により行うこと。設計用地震力の計算の際は、施設ごとに適切な耐震設計とすること。
- 5) 太陽光発電設備はJ E T認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品とすること。

② 工事の仕様（蓄電池）

- 1) 蓄電システムはJIS C4412に準拠すること。
- 2) 蓄電池はJIS C8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）または平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の

場合)に記載の規格に準拠したものであること。

3) 平常時は、非常時に備えて必要な残量を可能な限り確保すること。

③ 工事の条件（配慮事項・安全対策・停電対応）

1) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工を行うとともに、影響が懸念される場合には対策を施すこと。特に反射光、騒音については「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）」を参考とすること。また、地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

2) 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受けること。

3) 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

4) 施工にあたり、市の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

5) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。

6) 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。

7) 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。また、設備（配管・配線を含む）には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。

8) 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。なお、停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上、施設の指定管理者及び電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。

9) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

10) 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。

11) 工事完成時には、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

④ 工事の条件（報告・保安・点検・災害対応等）

1) 事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設管理者または電気主任技術者

に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。点検回数・内容については市と協議することとし、点検結果については、市に書面で報告すること。

- 2) 施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意すること。
- 3) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設及び施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- 4) 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担すること。

⑤ 工事の条件（その他）

- 1) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的な理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。
- 2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合または事業期間が終了した場合は、発電設備及びその他付帯設備の所有権を市に移転すること。
- 3) 事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。
- 4) 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。なお、貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納しなければならない。
- 5) 事業者は、本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- 6) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても実施するものとする。
- 7) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、または定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 候補施設一覧

No.	施設名	住所	延べ床面積 (㎡)	建築物 構造	屋根構造	建築年	契約種別	契約電力 (kW)	電力使用量合計 ※R5.7～R6.6	提案限度額	指定 管理	LED化 の予定	改築等 の予定	指定避難所	構造計算書	備考
1	墨俣さくら会館	大垣市墨俣町上宿 510番地1	3,320.99	R C造	陸	H6	高压	149	141,842kWh		直営	未定	無	○	有	
2	川並地区センター	大垣市古宮町1537 番地	608.00	S造	片流れ・ 切妻	H19	低压	17kVA 35	22,018kWh		指定管理	未定	無	○	有	
3	赤坂地区センター	大垣市赤坂町3342 番地1	1,008.31	S造	アーチ	H11	高压	34	28,162kWh		指定管理	未定	無	○	有	
4	三城地区センター	大垣市加賀野4丁目 37番地1	595.72	S造	寄棟	S62	低压	11kVA 32	20,675kWh		指定管理	済	無	○	有	
5	中川地区センター	大垣市中川町4丁目 150番地	898.07	R C造	陸	S57	高压	33	36,570kWh		指定管理	未定	無	○	有	
6	江東地区センター・こ どもの城	大垣市浅草2丁目10 番地	987.06	R C造	陸	H6	高压	61	35,757kWh		指定管理	有	無	○	有	
7	安井幼稚園（園舎）	大垣市禾森1丁目 46-1	878.79	R C造	陸・切妻	H3	低压	13kVA 39	25,545kWh		直営	未定	無	○	有	
8	荒崎保育園（園舎）	大垣市長松町771-1	1,677.45	S造	陸	R3	高压	77	86,560kWh		直営	済	済	○	有	
9	青墓保育園（園舎）	大垣市青墓町2丁目 228	1,232.10	S造	陸	S56	低压	17kVA 12 49	68,717kWh		直営	未定	無	○	有	
10	赤坂保育園（保育園 部）（園舎）	大垣市赤坂新町1丁 目49	885.51	R C造	陸	S58	低压	13kVA 21 31	44,670kWh		直営	未定	無	○	有	
11	南中学校（屋内運動 場・格技場）	大垣市南瀬町4丁目 141	2,878.00	R C造	アーチ	H5	高压	150	146,741kWh		直営	未定	無	○	有	電力使用量合計は、 校舎等のその他施設 を含んだ数値で算出
12	北中学校（屋内運動場 及び特別教室棟）	大垣市八島町2290	2,901.00	R C造	切妻	H21	高压	141	155,833kWh		直営	未定	無	○	有	電力使用量合計は、 校舎等のその他施設 を含んだ数値で算出
13	南小学校（屋内運動 場）	大垣市美和町1871	1,070.18	R C造	切妻	H14	高压	150	132,948kWh		直営	未定	無	○	有	電力使用量合計は、 校舎等のその他施設 を含んだ数値で算出
14	静里小学校（屋内運動 場）	大垣市久徳町423	1,416.00	R C造	切妻	H22	高压	175	145,489kWh		直営	未定	無	○	有	電力使用量合計は、 校舎等のその他施設 を含んだ数値で算出

15	江東小学校（屋内運動場）	大垣市内原3丁目135	1,697.90	S造	切妻	R6	高圧	184	156,754kWh		直営	済	済	○	有	電力使用量は、校舎等のその他施設を含んだ数値で算出。また、該当期間は屋内運動場を解体後の数値であるため、屋内運動場の使用量は含まれていない。
16	南部学校給食センター	大垣市外野3丁目13-1	5,164.27	S造	陸(折半)	H22	高圧	739	1,278,161kWh		直営	未定	無	×	有	
17	北部学校給食センター	大垣市草道島町474	センター調理場 2,390.00 (機械室10.97)	S造	陸(折半)	H23	高圧	337	473,827kWh		直営	有	無	×	有	
18	武道館	大垣市米野町2丁目1-1	10,926.19	S R C造	切妻等	H10	高圧	326	538,887kWh		指定管理	未定	無	○	有	

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	公募要領や仕様書の記載要領に重大な誤りがある場合	○	—
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	—	○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・反射光・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	—	○
	安全性の確保	構造調査・設計・建設・維持管理における安全性の確保	—	○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	—	○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	—	○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険	—	○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	—
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	—	○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの	—	○
	担保瑕疵	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任	—	○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画	物価	物価変動	—	○
設計段階	応募に係る費用	応募に係る費用・印紙代等の負担	—	○
	資金調達	必要な資金の確保の関すること	—	○
建設段階	物価	物価変動	—	○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	—	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延	—	○
	性能	要求仕様書不適合（施工不良を含む）	—	○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	—	○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	—
	金利	市中金利の変動	—	○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	—
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	—	○
	天候不良	天候不良による発電量の減少	—	○
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷	—	○

保証 関連	性能	設備に起因する市施設への障害	—	○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	—
		要求仕様不適合（施工不良を含む）	—	○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害	—	○